

令和6年第5回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和6年5月29日(水) 午後3時00分から午後4時25分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 古城 一
二番委員 岡田 史絵
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼教育総務課長	安東 英児
教育部次長兼社会教育課長	足立 美乃里
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
学校教育課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小野 里香
教育総務課参事	中山 英人

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子
教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

(教議第41号) 大分市教育委員会教育長の退職手当の額について

(教議第42号) 工事請負契約の締結について

(教議第43号) 工事請負契約の締結について

(教議第44号) 工事請負契約の締結について

(教報議第4号) 令和5年度補正予算(令和6年3月29日付市長専決処分)について

- (教議第45号) 大分市教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について
- (教報議第5号) 令和6年度大分市奨学生の決定について
- (教議第46号) 教育財産の用途廃止について
- (教議第47号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について
- (教報議第6号) 大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- (教報議第7号) 大分市社会教育委員の委嘱及び任命について
- (教報議第8号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (教報議第9号) 大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の任命について

(2) 報告事項

- ①令和6年度行政評価・実施計画について
- ②大分市教育ビジョンの策定について
- ③教職員の時間外在校等時間の状況について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和6年第5回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後3時00分 開会)

教育長 本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

次長兼
教育総務課長 まず、栗井教育長が5月14日付で再任されましたので、大分市教育委員会会議規則第3条の規定により席次を決めたいと思います。席次は、「くじ」で決めることになっておりますので、一番委員から順に「くじ」を引いていただきます。

- くじの結果、一番委員 (古城 一)
- 二番委員 (岡田 史絵)
- 三番委員 (廣津留 すみれ)
- 四番委員 (上杉 美穂子)
- 五番委員 (古賀 精治) となりました。

引いた「くじ」の番号が各委員さんの席次で、職務代理者の古賀委員を中心に、反時計回りの順となります。

教育長 ただいま席次が決定いたしました。この席次で委員会を進めていきますので、皆さん、よろしくお願ひします。

では、本日の署名委員を一番委員、二番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第41号「大分市

教育委員会教育長の退職手当の額について」から教報議第4号「令和5年度補正予算（令和6年3月29日付市長専決処分）について」までにつきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあること、教議第45号「大分市教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について」につきましては、選定委員会委員の氏名が教科用図書の採択前に外部に公表されますと、静謐で公正・公平な採択環境が確保できなくなる恐れがあること、教報議第5号「令和6年度大分市奨学生（貸与型）の決定について」につきましては、個人情報保護に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

（挙手）

教育長

全委員賛成と認め、教議第41号から教報議第5号までの7議案の議案審議は秘密会とします。

なお、残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

（了承）

教育長

それでは、教議第46号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第46号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立荏隈小学校内の土地の一部について、現在一般交通の用に供され公共性が高いことから、市道用地が適当であると考え、当該土地を用途廃止し、土木管理課へ所管換を行うことについてご決定をいただくとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

教育長

現在、当該用地はどのように使われているのでしょうか。

学校施設課長

隣接の里道と一緒にアスファルト舗装しており、学校の進入用や公衆用として使われておりますが、登記簿上、当該土地は里道となっております。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第47号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第47号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」
社会教育課長 ご説明申し上げます。

本案は、大分中央、大分西部公民館の運営審議会委員の任期が5月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和8年5月31日までとなっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第47号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教報議第6号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長 教報議第6号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市奨学生選考委員会における選考委員につきまして、推薦団体における役員の改選に伴い、令和6年5月25日付けで、1名の委員を新たに委嘱いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするもの

でございます。

なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任の残任期間となっており、令和8年5月13日まででございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教報議第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長

それでは次に、教報議第7号「大分市社会教育委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教報議第7号「大分市社会教育委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

社会教育課長

本案は、大分市社会教育委員につきまして、推薦団体における役員の改選に伴い、5名の委員を新たに委嘱及び任命いたしましたので、ご報告し、ご承認をいたさうとするものでございます。

なお、今回委嘱及び任命いたしました委員の任期は、前任の残任期間となっており、令和7年4月30日まででございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教報議第7号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長

それでは次に、教報議第8号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
社会教育課長
教報議第8号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代などに伴い、後任の委員を委嘱いたしましたので、ご報告し、ご承認をいたごうとするものでございます。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長
ご質問などございませんか。

(なしとの声)

教育長
それでは採決いたします。教報議第8号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長
(異議なしとの声)

教育長
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長
それでは次に、教報議第9号「大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長
教報議第9号「大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員につきまして、令和6年4月1日付け人事異動に伴い、後任の委員を任命いたしましたことから、ご報告し、ご承認をいたごうとするものでございます。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長
ご質問などございませんか。

(なしとの声)

教育長
それでは採決いたします。教報議第9号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長
(異議なしとの声)

教育長
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長
それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

次長兼
教育総務課長

報告事項1点目「令和6年度行政評価・実施計画について」ご報告申し上げます。

行政評価・実施計画の方針についてでございますが、大分市総合計画の進行管理を的確に行うため、PDCAサイクルに基づき、「選択と集中」

「優先順位の最適化」を意識した検証を行うとともに、評価結果を効果的かつ効率的に予算編成等に反映させることができるよう、実施計画との一体的な運用を図ることとしております。

また、評価につきましては、担当部局内で1次評価を行い、その評価結果を行政評価内部検討チームである企画部企画課がヒアリングを行ったうえで2次評価案を作成し、市長を統括者とする総合経営会議に諮ることとしております。外部評価につきましては、大分市行政評価・行政改革推進委員会にて行うこととしており、審議全体を公開で行うなど、透明性を確保することとしています。

予算編成のイメージとしては、下段に掲載されている図のとおりであり、全ての事務事業について企画課及び財政課が評価し、予算編成に活用することとしております。

次に、今年度の行政評価・実施計画進行の具体的なスケジュールについてですが、各部局内にて事務事業評価等の一次評価を行い、作成した資料を6月28日までに企画課へ提出いたします。その後、7月から8月にかけて、企画課の内部検討チームによる整理・集約が行われ、8月下旬頃から市長を統括者とする総合経営会議が行われる予定でございます。総合経営会議での結果につきましては、客観的かつ公平な実施を確保するため、行政評価・行政改革推進委員会の意見を聴いた上で、来年度以降の予算へ反映することとしております。

以上が全体の大きな流れとなっておりますが、昨年度に引き続き、教育委員の皆様からのご提案、アイデア等をいただき、事務局内で十分検討させていただきたいと考えております。お手元に提案書の様式をお配りしておりますので、教育委員会に関する事業としてご提案いただけるものがありましたら、6月5日までにご提出いただきますようお願いいたします。なお、提案にあたりまして、事前にご相談やご質問等がございました

ら、事務局までお問い合わせいただきたいと思います。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

教育総務課長

報告事項2点目「大分市教育ビジョンの策定について」ご報告申し上げます。

まず、「1 策定の趣旨について」でございますが、令和元年度に策定いたしました「大分市教育ビジョン2017第Ⅱ期基本計画」の計画期間が本年度まででありますことから、本市教育のより一層の振興を図るため、近年の教育環境を取り巻く社会の動向や国及び県の動向などを踏まえ、新たな教育ビジョンを策定することとしております。

次に、「2 教育ビジョンの位置付け」についてでございますが、本市における教育振興基本計画として位置付けております。また、本市の最上位計画であります「大分市総合計画」のめざすまちの姿の実現を教育の分野から目指すものとし、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させたものとしております。

次に、「3 計画の期間について」でございますが、将来の予測が困難な時代において、新たな時代の要請を取り入れ、多様化・複雑化する社会状況の変化等に迅速に対応していくため、基本構想と基本計画を一体とした計画期間を5年間とする計画を策定することとしております。

次に、「4 施策の体系について」でございますが、掲載しているものは現行の施策体制であり、現在見直しを進めております、「大分市総合計画」、「大分市教育大綱」との関連も含めて、今後事務局案を作成し、検討委員会等からの意見を踏まえ、調整していくこととしております。

次に、「5 スケジュール案について」でございますが、新たな教育ビジョンを策定するに当たりまして、幅広い分野からの意見を求めるため、学識経験者や学校関係者などで構成された「大分市教育ビジョン検討委員会」を設置し、計5回開催予定でございます。また、広く市民の皆様からもご意見を募るため、パブリックコメントを実施することとしており、外

部検討委員会で出た意見等も踏まえ、最終的な案を2月の教育委員会で上程することとしております。

なお、大分市教育ビジョンの策定に係る進捗状況等につきましては、今後も適宜、委員の皆様へご報告させていただく予定としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

先ほどの総合教育会議で教育大綱について、皆さんと議論を深めてまいりましたが、その際も話題になりました教職員の育成につきましては、盛り込まれているのでしょうか。

次長兼

教育総務課長

教職員の資質能力の向上につきましては、現行の施策体系においても「子どもたちの学びを支える教育環境の充実」の中で重点施策としており、今後につきましても、必要な施策であると考えております。

一番委員

難しいとは思いますが、採用を強化していくということにつきましてはいかがでしょうか。

次長兼

教育総務課長

採用につきましては、大分県が実施し、各市町村に配置しているところであり、本市といたしましては、魅力ある学校現場をつくっていくことやその発信につきましては、重要なことだと考えております。

一番委員

ありがとうございます。

教育長

他にご質問などございませんか。

三番委員

先ほどの総合教育会議の中で、「文化芸術を生かしたまちづくり」に関連する事業がいくつか示されておりましたが、このビジョンの重点施策の中で行われているということによろしいのでしょうか。

次長兼

教育総務課長

教育大綱の施策の体系と教育ビジョンの施策の体系は同じですので、教育ビジョンでは、基本方針4「個性豊かな文化・芸術の創造と発信」の中でその事業に取り組んでいるということでございます。

三番委員

芸術の中には、音楽や他の芸術もあると思いますが、重点施策に「美術」としている理由を教えてくださいませんか。

次長兼

教育総務課長

芸術関係につきましては、教育委員会では美術振興課が主として所管しておりますことから「美術の振興」という表現にしております。

三番委員

「芸術」にはできないのでしょうか。

次長兼
教育総務課長

教育ビジョンでは、これまで義務教育における取組を主としておりましたが、市長から、中学校と高等学校との接続も重要であるとの視点をいただいたところでもあり、「芸術」につきましても、今後は、外部の有識者等による検討委員会を設置しご意見をいただく中で、幅広い捉え方ができればと考えております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項3点目「教職員の時間外在校等時間の状況について」ご報告申し上げます。

学校における働き方改革の推進のため、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、本市教育委員会では令和2年3月に「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定いたしました。その中で1カ月の時間外在校等時間の上限を45時間以内、特別の事情がある場合は、連続する2～6カ月の各月の平均時間の上限を80時間以内と定めているところでございます。

本市教育委員会では、教師が限られた時間の中で児童生徒の指導に、より専念できる体制を整えるため、これまで様々な取組を行い、学校における働き方改革の推進に努めているところでございます。

「1. 令和5年度における時間外在校等時間の縮減に向けた主な取組」をご覧ください。

上段は主な教育委員会の取組であり、下段は学校独自の取組の一例であり、これらの取組のもと、各学校においては、時間外在校等時間の縮減が図られております。

特に、◆2つ目の「電話音声アナウンスの運用の見直し」については、以前より早く自動音声に切り替えることができるようになったことから、電話対応にかかる時間が削減されたこと、また、◆5つ目の「教職員研修の方法や回数の見直し」については、令和4年度比で6回、日数にして4日減少し、対応にかかる時間が削減されたことの報告を受けております。

次に、「2. 時間外在校等時間の平均時間」をご覧ください。

縮減の状況につきまして、令和2年度から令和5年度までの大分市立学校の時間外在校等時間の各月の平均時間と、各月の過去4年間の平均時間を表に記載しており、それぞれ青色がついている月は、前年度と比較して時間外在校等時間が減少した月でございます。

教職員の時間外在校等時間は年々減少しており、令和5年度につきましては、令和4年度と比較して10月、一月あたりの平均で1時間20分減少した結果となっております。9月、1月の2月につきましては、夏季休業及び冬季休業後の学期始めに当たり、課題点検等の作業や授業準備等に時間を要したため、時間外在校等時間の削減ができておりません。なお、月と時間を赤字で記載しているところにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業を行った月でございます。

下のグラフをご覧ください。令和2年度から令和5年度までの4年間の各月の時間外在校等時間の平均時間を示したもので、4月、6月、10月の平均時間が多くなっております。

「3. 時間外在校等時間の主な要因」をご覧ください。

平均時間の多かった月の要因につきましては、4月は年度始めに当たり、学校経営方針や児童生徒についての教職員間の共通理解や学級開きに向けての準備作業、校内の分掌における担当者会議等に時間を要しております。6月につきましては、教師の指導力を向上させるための研修の機会である研究授業が多くの学校で実施されており、協議や準備等に時間を要していることや、中学校では、期末試験に向けての試験問題の作成業務や試験対策の準備等に時間を要しております。また、6月は年間を通して生徒指導の件数が多い月となっていることも要因として考えられます。10月につきましても、6月同様、研究発表に向けた協議や準備、修学旅行を実施する学校も多いため、修学旅行に向けた準備や取組等、加えて小学校では運動会、中学校では文化発表会に向けた取組等に時間を要しております。

次に「4. 時間外在校等時間の状況」をご覧ください。

上のグラフは、令和元年度と令和5年度の「時間外在校等時間が45時

間を超える教職員の割合」を、下のグラフは、「時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合」を示しております。どちらのグラフも令和元年度と令和5年度を比較すると、3月以外は令和5年度の方が割合は低くなっており、教職員の長時間勤務の状況の改善が図られていると考えております。なお、令和元年度の3月につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業を含む月となっております。

次に、「5. 令和4、5年度における時間外在校等時間の補職別内訳」をご覧ください。

令和4年度の課題として、教職員の中でも特に、教頭・副校長の時間外在校等時間が極端に多いという実態がありましたことから、教頭職の実務負担を軽減させるため、教頭会の代表と2カ月に1度のペースで意見交換の場をもち、その結果を基に令和5年度には教頭職の業務改善に向けて、市教委からの文書発出の方法の変更、電話音声アナウンスの運用時間の見直しなどを施策に反映させたところでございます。

各学校におきましては、学年ごとに退勤時間の目標を決め、その目標が達成できるように教職員同士でコミュニケーションを取りながら、時間外在校等時間の割合を減らす取組を行ったり、学校ごとの定時退勤日を設定し、教職員の退勤時間を早めることで、教頭職の退勤時間を早める取組を行ったりしているところでございます。

結果として、教頭職の一月当たりの時間外在校等時間は令和4年度から「3時間48分」減少しております。

「教頭職の時間外在校等時間の平均時間」につきましては、年間を通じて全体的に減少しており、特に青色が付いてある月に大幅な割合の低下が見られます。要因といたしましては、前述の施策に加えて、5月以降、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、対応時間が削減されたこと、また、11～12月、2～3月につきましては、学校独自の取組として、学期末の成績処理のため時間割の調整を行ったことが挙げられます。

以上のように、昨年度の取組が時間外在校等時間の削減に一定の効果があったものと考えており、この流れを止めず、今年度も引き続き、学校における働き方改革の推進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

徐々に良い方向に向かっているという報告を受け、皆様のご努力に敬意を表します。しかし、ご存じのように、今年の4月から民間では運輸・運送、医療、福祉の業界も働き方改革関連法に適用されるようになり、一層改革が進められている状況から考えますと、引き続き、対応していただきたいと思います。

2点ありますが、1点目は、朝の超過勤務と持ち帰り仕事についてです。労働基準監督署の方から、朝の超過勤務や持ち帰り仕事の確認について尋ねられたこともあり、特に、持ち帰りについては、個人情報保護にも関わると思いますので、この2つの実態を教えてくださいませんか。2点目は、教頭職で「過労死ライン」に該当する方々についてです。私と同世代に当たる教頭職で「過労死ライン」に該当する方がわずかとはいえいらっしゃいます。これまでも、前教育長に80時間を超える方を0にしてくださいとお願いし、取組を約束していただいておりますが、ぜひ、次こそは0になるように個別指導をしていただきたいと思いますと思っております。

学校教育課長

時間外在校等時間につきましては、出退勤システムのタイムカードで計測しております。また、持ち帰りにつきましては、授業準備が必要であるなどの理由から行っている実態もありますが、極力、持ち帰りの仕事をしない、個人情報を持ち帰らないことを指導しているところでございます。なお、個人情報を持ち帰る際には、厳重に管理する必要があることから、管理職に申請した上で、勤務先から自宅に直帰し、慎重に取り扱うこととしております。

一番委員

非常に難しいとは思いますが、引き続き指導をお願いいたします。

教育長

教頭職の時間外の勤務状況につきましては、私も校長面談の際に話をしておりますが、仕事を抱えてしまうなどの理由もあるようです。以前勤めていた自治体では、校長が該当の教頭と面談をして、時間外勤務の削減に向けた計画を教育委員会に提出し、教育委員会は取組の報告を受けることで、確実に取組を進めてもらうことができていましたことから、そのよう

な方法もあると思います。

一番委員 健康のためにぜひお願いいたします。

教育長 他に、ご質問などございませんか。

五番委員 学校での事務作業等に関するICTの活用について、得意な教職員等により取組が進んでいる学校では、勤務時間が削減されているのでしょうか。また、そのような実証的なデータはあるのでしょうか。

学校教育課長 会議のペーパーレス化を進め、様々な事務連絡等をデータで行っている学校もあり、業務のスリム化が図られていると考えておりますが、それが勤務時間に反映されているか分析したデータはございませんので、今後、検証してまいります。

五番委員 そのような事例があればお願いします。

教育長 データを共有しやすい時代となり、今後は、データの有効活用が重要だと考えています。若手の教員が増加する中、経験と勘を補うものの1つがデータの可視化であり、共有化だと思います。例えば、支援が必要な子どもの対応にビックデータを活用したり、若手の教員が授業準備などに時間がかかるといふことであれば資料を共有したりするなど、負担の軽減や時間外勤務の削減につながるのではないかと期待しています。学校にも働きかけていこうと考えています。

五番委員 お願いいたします。

教育長 他に、ご質問などございませんか。

二番委員 時間外の残業時間が減っている月は増加したと伺いましたが、持ち帰りの時間についてはデータがないということでしょうか。

学校教育課長 時間につきましては、持ち合わせておりません。

五番委員 人を増やすか、業務を減らすかということになるのですが、業務を大胆に減らすと、保護者等との共通理解も必要ですし、難しい現状もあると思います。例えば、準備に多くの時間を費やしている運動会等を減らせば時間は生み出せるのですが、子どもたちにとっての教育的意義も大きく、難しいでしょう。また、各学校の実情もあることから、学校行事について教育委員会から指針を出すことも違うように思います。これまで、例えば、業務を減らすことや保護者への対応など、教育委員会ができるこ

とについてこの会議で話し合ったことはあるのでしょうか。

一番委員

いろいろな項目で対策していただき、成果はでてきているのですが、もっとドラスティックにやっていると、という思いはあります。

五番委員

実際、子どもや教育内容が関係してくると難しいと思います。

一番委員

なかなか難しいですが、他の業種がどんどん改革を進めておりますし、このままでは、若い方に教職を選んでももらえないのではないのでしょうか。

教育長

在校等時間が長くなる理由として、「研究授業」がよく出てくるのですが、必ずやらなくてはならないのでしょうか。研究や授業改善が大切なのは理解できますし、2年くらいで見直し、スクラップできていけばよいのですが、積みあがった研究成果を踏まえて毎年続けていくことで、むしろ業務が増えていくのではないかとも思います。いかがでしょうか。

学校教育課長

現在、小中一貫教育や学力向上を中心に、研究授業や公開研究発表を行っております。今後は、開催の見直しが必要だと考えておりますとともに、準備においては、簡素化が図れるよう努めているところでございます。

教育長

世の中のスピードが早くなってきているので、過去にはよいものでも陳腐化してしまうものもあるかと思えます。学校も世の中のスピードについていけるよう、随時見直しを図ることが必要ではないのでしょうか。学校では、積み上げてきたものを踏襲しないといけないというような文化を感じますが、もう少しドライに考えてもよい気がします。

五番委員

小学校の教科担任制については、国も進めようとしているところですが、この制度の導入の前後では、実際の勤務時間による影響があったなどのデータはあるのでしょうか。空き時間ができることが想定されますが、結局、先生方はその時間にも熱心に仕事をされるのではないかと思います。

学校教育課長

教科担任制につきましては、ほとんどの小学校で行われており、業務の軽減が図られたり、専門性の高い教員の授業による成果が出たりしておりますが、どれくらいの時間が削減されたかの分析については整理ができておりません。

四番委員

資料は、小中学校の教職員を合わせたデータだと思いますので、部活の

指導時間がどのように削減されてきているかを教えていただけないでしょうか。また、特に小学校では、休憩をとる時間もなく仕事をしているという話を聞くことがありますが、女性が体の不調等で横になりたいなどと思った場合の休憩場所について、新設校では畳敷きの部屋があったように思いますが、既存の学校にも休憩室等はあるのでしょうか。

体育保健課長

部活の指導時間につきましては、部活動指導員等の外部指導者を活用しておりますことから、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、軽減されていると考えております。また、今後につきましては、部活動の地域移行において、休日に続き、平日の可能性もあるところでございます。

教育監

働き方改革につきましては、教育委員の皆様方からもこれまで何度もご指摘いただいているところであり、早急に進めていかなければならないと考えております。

現状では、教職員自体の定数が確保できない中、一人当たりの業務負担が通常よりも過重になっており、小学校の教員においては、朝から夕方まで休憩をとる時間がなく、午後4時45分前後には退庁時間になるため、実際に翌日の準備が十分にできず、結果として自宅に持ち帰らざるを得ない状況もございます。

このような中、教科担任制を導入することにより、ある学級で行った授業を他の学級でも行うことができるので、授業の準備や教材研究の負担が軽減されて働き方改革につながるとともに、子どもたちにとっては教科指導の面だけでなく、複数の教員が関わることから生徒指導の面でも効果的であるとと考えております。

また、学校においては、環境教育等様々な〇〇教育が求められ、教科書の内容量も増えておりますことから、小学校4年生以上は1015時間の年間授業時数を実際は超えている現状がございます。このオーバーしている時間をカリキュラムオーバーロードといいますが、これをいかに縮減していくかが課題であると考えております。例えば、小学校の低学年の担任が、2学期以降は高学年の授業を一部指導するなどの工夫により、校内における業務負担が平準化できないかなどについて、現在、一部の学校に研究を依頼しているところでもあります。このような点について、引き続

き、校長会、教頭会の代表とも協議を重ね、取組を進めてまいりたいと考えております。

教育長

他に、ご質問などございませんか。

三番委員

今のお話を伺っても、多くの行事に取り組み、生徒指導、保護者対応を行っていたら、教える時間があるのだろうかと思います。そこで、作成した指導案をクラウド上で校外の教員にも共有できるシステムはあるのでしょうか、またあるのであれば、どれくらい使われているのでしょうか。

教育監

これまでは、「教科書を指導するのではなく、教科書で指導するのだ」ということを先輩の教員から教えられ、指導者が「導入、展開、終末、振り返り」まで考えること自体が教員としての力量を高めると言われてきましたが、そのためには、教員同士で十分協議する時間が物理的に確保されていることが必要だと思います。しかし、現在では、子どもに効果があることを前提として、いかに効率的に取り組めるかということも重要であり、指導案につきましては、実際に、道徳科において、指導案や教材、学習プリント等を共有し、どのように指導するかについても共通理解を図っている学校もございます。また、教科書に二次元コードが添付されており、アクセスすると学習プリントが開き、活用できるよう工夫している教科書もございます。

教育長

他に、ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次に、教議第41号「大分市教育委員会教育長の退職手当の額について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の議案審議となります。

傍聴の方はご退席ください。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育総務課長

教育長

どうぞ。

次長兼

教議第41号「大分市教育委員会教育長の退職手当の額について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

本案は、佐藤 光好前教育長が令和6年3月31日をもって退職したことに伴い、「大分市常勤特別職の退職手当支給条例」第3条の規定に基づき、教育長の退職手当の額を定めようとするものでございます。

教育長の退職手当の額につきましては、給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の25を上限とする支給割合を乗じて算出した額とし、議会の議決を経て定めるものとなっております。

今回、ご提案させていただいております退職手当の額につきましては、中核市及び九州県庁所在市との均衡を図る中で、前回の支給割合や大分県特別職の退職手当の引き下げ率を勘案し、支給割合を100分の19.3として算定した額を支給するものでございます。

なお、支給割合の上限で算定した時の額と比べ、158万2千円の減となっております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第2回市議会定例会で審議・決定をいたいただくとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第42号「工事請負契約の締結について」を議題といたしますが、教議第42号から教議第44号につきましては、関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第42号から教議第44号「工事請負契約の締結について」一括してご説明申し上げます。

これら3案につきましては、いずれも昭和56年3月に建設され、築40年を経過している戸次小学校、田尻小学校及び大在小学校の屋内運動場について、大分市教育施設整備保全計画に基づき、長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要でございますが、長寿命化改修とは建物の躯体以外を全て解体し、骨組みの状態にした上で、既存の構造躯体を利用して全面改修を行うものであります。また、整備の内容につきましては、床は柔らかく安全なクッション性のある素材を採用しており、防災備蓄収納スペースの確保、さらに設備面においてはシャワー室や更衣室、多目的トイレを整備するなど避難所としての防災機能の充実も図ったものとなっております。

まず、戸次小学校につきまして、延べ面積は、885.75㎡であり、8.89㎡の増築工事を行います。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億1627万5532円、豊國建設株式会社と令和6年5月10日付で仮契約を締結いたしました。工事の完成は、令和7年2月28日を予定しており、令和7年3月より供用開始の予定でございます。

次に、田尻小学校につきまして、延べ面積は、885.75㎡であり、12.10㎡の増築工事を行います。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億1743万4272円、豊國建設株式会社と令和6年5月10日付で仮契約を締結いたしました。工事の完成は、令和7年2月28日を予定しており、令和7年3月より供用開始の予定でございます。

最後に、大在小学校につきまして、延べ面積は、885.75㎡であり、12.10㎡の増築工事を行います。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億2381万7968円、豊國建設株式会社と令和6年5月10日付で仮契約を締結いたしました。工事の完成は、令和7年2月28日を予定しており、令和7年3月より供用開始の予定でございます。

以上、3案につきまして、本委員会でご決定いただきご決定の上は、令和6年第2回市議会定例会での審議・議決を経て、本契約を行い、7月からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

五番委員 3件とも豊国建設と契約しているのは、専門性、技術、提案金額等の面で一番優れていたという理由なのではないでしょうか。

学校施設課長 今回は、たまたま3件とも同一業者でございます。内容といたしましては、一般競争入札の中でも、価格競争ではなく、総合評価落札方式と申しまして、会社の技術力、また、実際に金額が大きいので専門の技術者をつけるようになっており、その技術者の過去の実績も要件としております。そうした中で、実際の応札金額と先ほどの実績を指数化し、最終的に決定いたしました。例えば、戸次小学校につきましては、豊国建設の他に、平和建設や後藤総合工業、ANA I、セキ土建、ハウジングトップが入札し、決定したところでございます。その他の大在小学校、田尻小学校につきましても、豊国建設の他に3社の応札がある中、決定しております。

なお、本件につきましては、規模が大きいことから、大分県の建設業の等級において、技術的に大規模な工事が可能な高い技術力がある事業者であると認識しております。

五番委員 わかりました。ありがとうございました。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、議案ごとに採決してまいります。

教議第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 次に、教議第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 次に、教議第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教報議第4号「令和5年度補正予算（令和6年3月29

日付市長専決処分) について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教育総務課長

教報議第4号「令和5年度補正予算（令和6年3月29日付市長専決処分）について」ご説明申し上げます。

この補正予算に係る専決処分につきましては、国庫補助事業などの補助金の額の確定に伴う事業費の確定や、決算見込額の精査などにより、一般財源の未執行額を把握することによって、年度末において財務上の予算調整を行うことを目的に、市長が年度末に処分を行い、令和6年第2回市議会定例会において承認を受けようとするものでございます。

第10款教育費の補正前の額は、228億4,013万千円でございますが、今回の補正額は、6億7,309万8千円の減額で、補正後の額は、221億6,703万3千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、5億2,309万8千円の減額となったところであり、事業費の確定に伴う調整によるものでございます。

それでは、その主なものにつきましてご説明いたします。

2項 小学校費につきましては、1目 学校管理費の小学校施設整備保全事業において、3,000万円の減額を、2目 教育振興費の就学援助事業において、4,000万円の減額を、3目 学校建設費の大在東小学校施設整備事業において、2,000万円の減額を計上しております。

3項 中学校費につきましては、2目 教育振興費の就学援助事業において、5,000万円の減額を計上しております。

5項 社会教育費につきましては、2目の文化財保護費の文化財保護一般事業において、2,000万円の減額を、大友氏遺跡保存整備事業において1億2,000万円の減額を、埋蔵文化財発掘調査受託事業において、3,264万8千円の減額を、4目 公民館費の地区公民館施設整備事業において、5,000万円の減額を、6目 少年自然の家費の少年自然の家施設整備事業において、3,000万円の減額を、9目 美術館費の美術品等購入事業において、45万円の減額を計上しております。

次に、6項 保健体育費につきましては、4目 学校給食費の学校給食費

徴収管理事業において、1億3,000万円の減額を計上しております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、10款2項小学校費の小学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、神崎(かんだぎ)小学校通学路法面修繕工事において、工場製作資材の納品等に不測の日数を要し、年度内の履行が困難となったため、繰り越すものでございます。

5項社会教育費の文化財保護一般事業につきましては、柞原八幡宮の保存修理において、工法の変更により不測の日数を要し、年度内の履行が困難となったため、繰り越すものでございます。

大友氏遺跡保存整備事業につきましては、発掘調査等において、遺構範囲が想定より広がったことにより不測の日数を要し、年度内の履行が困難となったため、繰り越すものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご承認いただいた上で、令和6年第2回市議会定例会での承認をいたごうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教報議第4号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

(意義なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

次長兼

議案書は後ほど回収させていただきます。

教育総務課長

教育長

それでは次に、教議第45号「大分市教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

次長兼

教育総務課長

教議第45号につきましては、選定委員会委員の氏名が教科用図書の採択前に外部に公表されますと、静謐で公正・公平な採択環境が確保できなくなる恐れがあること、また、教報議第5号につきましては、個人情報保護に関する案件でございますので、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、議案説明の前に議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょ

うか。

教育長

どうぞ。

(審議の結果、教議第45号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは次に、教報議第5号「令和6年度大分市奨学生の決定について」を議題といたします。

(審議の結果、教報議第5号は原案のとおり承認する。)

次長兼

それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。

教育総務課長

教育長

以上で本日本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

副館長兼

(お知らせ)

美術振興課長

特別展 「佐藤健寿展 奇界／世界」について

文化財課長

大友宗麟に関する放送について

次長兼

6月の教育委員会等の日程につきまして調整をお願いいたします。

教育総務課長

6月28日金曜日午後3時定例教育委員会を開催いたします。なお、定例会終了後には学習会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項及び学習会を行いますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時25分 閉会)